

宿泊約款

[適用範囲]

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

[宿泊契約の申込み]

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者の連絡先
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

[宿泊契約の成立等]

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが指定する日までに、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金をお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で請求いたします。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

[宿泊契約締結の拒否]

- 第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。また、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(佐賀県旅館業法施工条例第13条)

[宿泊客の契約解除権]

第5条 宿泊客は、当ホテルに申出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

[当ホテルの契約解除権]

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。また、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(佐賀県旅館業法施工条例第13条)
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

[宿泊の登録]

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

[客室の使用時間]

第8条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午前10:00より午後13:00までは部屋料金の30%
- (2) 午前13:00以降は部屋料金の100%

[利用規則の遵守]

第9条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

[営業時間]

第10条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

イ. フロントサービス…23:00まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

[料金の支払い]

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた施設利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

[当ホテルの責任]

第12条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

[契約した客室の提供ができないときの取扱い]

第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

[寄託物等の取扱い]

第14条 宿泊客の現金並びに貴重品のお預かりはお断りいたします。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

[宿泊客の手荷物又は携帯品の保管]

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。また、飲食物及び雑誌については、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

[駐車場の責任]

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

[宿泊客の責任]

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

・別表第1 宿泊料金の内訳（第11条第1項関係）

宿泊者が支払うべき総額	内 訳	
	宿 泊 料	室料及びサービス料
	追 加 料 金	飲食料金その他の利用料金
	税 金	消費税

- 備考 1. 宿泊料は、パンフレット及びホームページに掲示する料金表によります。
 2. 寝具を提供しない子供については、料金をいたしません。

・別表第2 違約金（第5条第2項関係）

キャンセル日	違約金額
7～4日前	宿泊料金の20%
3～2日前	宿泊料金の50%
前日	宿泊料金の80%
当日	宿泊料金の100%

(注) 連泊予約において、全てもしくは一部の連泊日を取り消した場合、その取消した全ての宿泊日に
 対して上記の取消料率の表で示した取消料を収受します。

令和6年5月5日

利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第9条に基づき、下記のとおり利用規則を定めております。この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. お部屋に入りましたら、非常口をご確認になり、宿泊約款、および館内外のご案内を必ずお読みください。
2. ご滞在中の現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、当ホテルでは責任を負いかねますのでご了承ください。
3. 当ホテル敷地内および館内に下記のようなものをお持込みにならないでください。万一お持込みの場合は、ご宿泊をお断りすることがございます。
 - (1) 動物・鳥類などのペット類（ただし盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません）
 - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - (3) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (4) 悪臭を発するもの
 - (5) 著しく多量のお荷物および物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
4. 当ホテル敷地内および館内での下記の事柄につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
 - (1) 敷地内（駐車場を含む）での事故および盗難
 - (2) お客さま同士の事故
5. 当ホテル敷地内および館内において、故意またはお客さまの不注意により、建物、備品などに損害を与えた場合は、お客さまに責任をおとりいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
6. 下駄、雪駄、ローラースケート、ローラーブレードでのご入館はお断りいたします。
7. 当ホテル敷地内および客室内での暖房用、炊事用などの器具とアイロン等の熱を発する器具等のお持ち込み、ご使用はかたくお断りいたします。

8. 火災事故はほかのお客さまにも多大なご迷惑をおかけしますので、ベッド内、館内歩行中および禁煙区域内での喫煙はかたくお断りいたします。
9. 緊急時に備え、おからだの不自由なお客さまがご宿泊される場合は事前にフロントへご連絡ください。
10. 当ホテル敷地内および館内で、広告物の配布や物品の販売、勧誘、他のお客さまにご迷惑をおかけするような写真撮影、ビデオ撮影はかたくお断りいたします。
11. テレビの裏側は大変危険ですのでさわらないでください。もし故障の場合はフロントにご連絡ください。
12. お車でお越しのお客さまは、駐車の際には必ず専用駐車場をご利用ください。進入道路、玄関前の駐車はお断りいたします。
13. 外出される際にはドアの施錠を必ずご確認ください。また、ルームキーはフロントにお預けください。ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。
14. 当ホテル外からの飲食物などのご注文はお断りいたします。また当ホテル内での自炊もお断りいたします。
15. 賭博・威圧的な言動・風紀を乱す行為、または他のお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑になるような言動はかたくお断りいたします。